

# 防衛省防衛研究所仕様書

品名	戦史史料及び絵画のレプリカ	部 課 名	戦史研究センター
----	---------------	-------	----------

## 1 適用範囲

この仕様書は、戦史史料及び絵画のレプリカについて規定する。

## 2 製品に関する要求

2. 1 製作するレプリカの形状、寸法及び数量等  
別表による。

### 2. 2 仕様

(1) 原寸複製する。

(2) 原資料（戦史史料及び絵画）の外観を忠実に再現するものとする。  
原資料と比較し視覚的に不自然さがなく、戦史史料については、レプリカ単体で展示ケースに収めて別表の形状で展示した場合に歴史的史料として違和感のない仕上がりとし、絵画については、サイズの合った既成の額縁に入れ、ピクチャーレールに吊れる状態で納品するものとする。

(3) 高精細出力を基礎とし、色時代加工を行うものとする。

(4) レプリカに使用する用紙は、素材と比較して違和感のない程度のもを使用する。

(5) 別表の形状で展示した場合に隠れている部分を除き、書かれている文字等は全て表現する。

(6) 製本方法は、原資料を基本とする。

(7) 小口・天・地部分の紙の段差についても表現する。

(8) 開いて平置きの状態で作成するレプリカについては、文鎮等で押さえる必要がない状態に製作する。

## 3 撮影等作業場所

防衛省防衛研究所戦史研究センター（「以下「センター」という。）内の官側の指定する場所で行う。原資料のセンター外への持ち出しは不可とする。ただし、4. 1 (4) により官側が所有するマイクロフィルムを利用する場合は、官側に借用書を提出することによりセンター外での作業を認める。センター外への持ち出しの際は、破損、盗難、紛失等を防止する措置をとった上で運搬し、作業場所の耐火保管庫において保管すること。

## 4 製作方法

### 4. 1 撮影及び資料取り

- (1) 表紙又は見開き部分等をデジタル撮影する。撮影データは、等倍時に300dpi以上となるように撮影する。
- (2) 撮影用レンズは、色収差、回折及び偏歪が極めて少ない分解能力に優れたレンズを使用する。
- (3) 撮影に使用する光源及び撮影露光量は、原資料に退色等の悪影響を与えないよう十分配慮する。
- (4) 見開き部分が、撮影困難な史料についても解体は不可とする。開いた状態で製作する史料については、別表番号1～3は官側が所有するマイクロフィルムデータを利用することができる。
- (5) 原資料を採寸、色見本取りする。

### 4. 2 出力

- (1) 4. 1の撮影等データを基に画像編集及び出力用のデータを作成する。
- (2) 必要に応じて版延伸・版接合・画像消去を行い、1枚ものに画像を合成する。
- (3) 作成されたデータから出力する。
- (4) 出力用インクは、耐光性かつ経年劣化による退色が極力少ないものを使用する。

### 4. 3 加工

- (1) 4. 2により出力された紙及び冊子、絵画全体に色時代加工を行う。
- (2) 簿冊・絵画加工を行う。
- (3) 色時代加工は専門の技術者によって行う。
- (4) 校正は、2回行う。ただし、不具合がある場合は、是正されるまで実施する。

## 5 納品物

契約相手方は、以下に示す納品物を官側に納入するものとする。

- (1) レプリカ 4点
- (2) レプリカの撮影データ：格納媒体 [DVD R]

- 6 納入場所  
防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室（庁舎F 1 棟 1 階）  
（東京都新宿区市谷本村町5 - 1）
- 7 納期  
令和8年1月30日（金）
- 8 検査  
2項に基づき、納品物について目視検査を実施する。
- 9 その他
- （1）契約相手方は、契約後速やかに官側と十分な打合せを行い、仕様等の詳細について確認した上で作業工程表を提出し、官側の承認を得るものとする。
  - （2）契約相手方は、レプリカ製作作業に万全を期すため、必要に応じて官側の製作状況の中間検査を受けるものとする。また、本契約履行上必要に応じて官側の立会いを求めることができる。
  - （3）レプリカ製作のための撮影等に必要な資機材等は、契約相手方において準備するものとする。
  - （4）契約相手方は、本契約で知り得た情報に関して秘密を厳守し、情報を第三者に洩らすことにより、官側に不利益を与える行為をしてはならない。
  - （5）撮影する原資料は、歴史的に重要かつ貴重な史資料であることを十分認識し、取扱いには細心の注意を払い、万が一にも損傷及び亡失等の事故が起きないように作業を実施すること。
  - （6）契約の履行に当たり発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、契約相手方が負担するものとする。ただし、その損害のうち官側の責に帰すべき理由により生じたものについては、この限りでない。
  - （7）納品物に係る著作権は、防衛省防衛研究所に帰属する。また、契約相手方は、防衛省防衛研究所に対し、納品物に関して著作権者人格権を行使しないものとする。
  - （8）資格要件は以下のとおりとする。
    - ア 公文書館又は公文書館に類する機関等の古文書のレプリカ製作の契約実績を過去5年間に複数回有すること及び簿冊史料の製本補修に係る契約実績を過去5年間に有すること。
    - イ 上記アの製作に従事する技術者を有すること。
    - ウ 4. 1（4）により持ち出したマイクロフィルムを保管する耐火保管庫を有すること。

エ 上記要件を満たすことを証明する資料を官側の指定する日までに書面で提出するものとする。

イについては、技術者の経歴及び実績を証明する書面を官側に提出し、承認を受けること。当該技術者が本製作にふさわしくないと判断された場合は、担当技術者の変更を求めることができる。

- (9) この仕様書に定めのない事項については、官側と協議して対処するものとする。
- (10) この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。
- (11) 契約相手方は、不測の事態により、仕様書に定められた期日までに作業を終了することが困難となった場合は、遅滞なくその旨を官側に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、契約相手方は作業の困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するように努めなければならない。

## 別表

番号	史料名	登録番号	形状	閉じて平置き の状態での寸 法	数量	備考
1	日本海海戦 第1艦隊戦闘 詳報 日露戦 役	海軍省一日 露-M37- 2	閉じて平 置きの状 態	縦 28.5 cm 横 19.5 cm 高さ 2.0 cm	1冊	背の文 字の再 現必要
2	大正戦役 戦 時書類 巻21 9 尼港事件 (1) 大正3年 ~9年	海軍省一日 独戦書- T3-211-668	開いて平 置きの状 態	縦 26.8 cm 横 19.0 cm 高さ 3.7 cm	1冊	
3	支那駐屯歩 兵第1連隊 盧溝橋付近戦 闘詳報 昭和 12年7月8日 ~12年7月9 日	支那-支那 事変北支- 246_2	開いて平 置きの状 態	縦 26.0 cm 横 17.5 cm 高さ 3.7 cm	1冊	
4	藤田嗣治の絵 画「重爆」	なし	ピクチャ ーレール で吊れる 状態	縦 91.0 cm 横 60.2 cm 厚さ 2.0 cm	1点	サイズの あった既 成の額 縁に入れ ること。